

## 佐倉市マンション耐震診断補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの耐震診断の実施を支援し、もってマンションの耐震性の向上に寄与するため、佐倉市マンション耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であつて、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (2) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (3) 耐震診断 地震に対するマンションの安全性を評価することをいう。
- (4) 予備診断 次に掲げる調査、確認及び検討を行い、本診断に要する費用を見積もることをいう。
  - ア 建物の概要、構造形式及び形状並びに敷地の調査
  - イ 関係図書の有無の確認
  - ウ 建物の修繕履歴及び被災履歴等の調査
  - エ 建物の外観調査
  - オ 本診断に係る指針等の適用の可否の検討
  - カ 本診断の必要性の検討
  - キ 本診断の実施方法の検討
- (5) 本診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の規定により国土交通大臣が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1第2号から第4号までの規定及び次に掲げる建築物の構造に応じ、それぞれ定める指針等に基づいて行う耐震診断をいう。
  - ア 鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」
  - イ 鉄骨鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」
  - ウ 鉄骨造 一般財団法人日本建築防災協会「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」
  - エ 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」

(6) 耐震診断者 次に掲げるすべての要件を満たしている者であつて、この要綱に基づきマンションの耐震診断を行うものをいう。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士で同法第23条第1項に規定する登録を受けた一級建築士事務所に所属しているもの

イ 耐震診断を行うマンションの構造に応じた建築士法第22条第2項に規定する都道府県知事が開催する耐震診断に関する講習又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する国土交通大臣登録耐震診断資格者講習若しくはこれと同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習を受講した者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、佐倉市内のマンションの管理組合とする。

2 補助金の交付を受けようとする管理組合は、マンションの耐震診断の実施に関し当該管理組合の集会(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第3条の規定により開く集会をいう。以下同じ。)の決議を経ているなければならない。

(補助の対象となるマンション)

第4条 補助金の交付の対象となるマンションは、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、区分所有法第65条の団体については、その団体につき1回の申請を限度とし、補助金の交付を過去に受けたものを除く。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築し、又は着工されたものであること。
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること。
- (3) 2以上の区分所有者が存する建築物で、区分所有者が現に居住する住宅戸数の割合が、専有部分の合計戸数の2分の1以上であること。
- (4) 管理組合が耐震診断を実施することについて、区分所有法第3条若しくは第65条又は第52条第1項(区分所有法第66条において準用する場合を含む。)に規定する集会の決議を行ったものであること。

2 本診断の補助の対象となるマンションは、予備診断の結果、本診断が必要とされたものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、耐震診断に要する費用で、耐震診断者に支払った額とする。

(補助金の額)

第5条の2 補助金の額は、前条に規定する補助金の交付の対象となる経費の3分の2以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。ただし、補助金は、予算の範囲内でこれを交付するものとする。

る。

- (1) 予備診断 1棟につき34,000円を限度とする。
- (2) 本診断 1戸につき4万円とし、1棟につき100万円を限度とする。ただし、区分所有法第65条の団体については、申請建物の合計を1棟とみなすものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が提出しなければならない申請書は、補助金交付申請書（別記様式第1号）とする。

2 補助金の申請における添付書類は、次に掲げるものとする。ただし、予備診断後の本診断に係る申請の場合にあっては、添付する書類を省略することができる。

- (1) 建築確認通知書の写し又は建築年月日が分かるもの
- (2) 区分所有ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表
- (3) 登記事項証明書
- (4) 配置図、平面図、立面図等建築物の概要が分かる図面
- (5) 用途、規模、構造等が確認できるもの
- (6) 管理組合の規約及び耐震診断の実施に係る集会の決議書
- (7) 管理組合の役員名簿等、申請者が管理組合の代表であることを証する書類
- (8) 管理組合の代表者の印鑑登録証明書
- (9) 耐震診断に要する費用に係る見積書又はその写し
- (10) 耐震診断を行う者が耐震診断者であることを証する書類であって、次に掲げるもの

ア 一般社団法人日本建築構造技術者協会から建築構造士として認定を受けていることを証する書類の写し及び過去5年以内のマンションの耐震診断及び耐震補強設計の履歴を記載した書類

イ 耐震診断を行うマンションの構造に応じた建築士法第22条第2項に規定する都道府県知事が開催する耐震診断に関する講習又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する国土交通大臣登録耐震診断資格者講習若しくはこれと同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習の課程を修了したことを証する書類の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

3 申請書は、当該補助金の対象となる事業に着手する前であって、かつ、当該年度の11月30日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）とし、同条第2項に定める通知は、補助金不

交付決定通知書（別記様式第3号）によるものとする。

（変更の申請）

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた耐震診断について、申請内容に変更が生じたときは、あらかじめ変更内容について市長と協議を行わなければならない。

- 2 前項の協議の結果、規則第8条第1項に定める変更の申請を行う場合には、補助事業変更申請書（別記様式第4号）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、補助金事業績報告書（別記様式第5号。以下「報告書」という。）とする。

- 2 報告書は、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- （1）耐震診断の結果報告書
- （2）耐震診断の実施に関する契約書の写し
- （3）耐震診断に要した費用の領収書の写し

- 3 前項に規定する報告書は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の1月31日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書（別記様式第6号）によるものとする。

（交付の請求）

第11条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、補助金交付請求書（別記様式第7号）とする。

- 2 前条の通知を受けた者は、通知を受けた当該年度の3月15日までに補助金交付請求書を提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（代理受領）

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の受領を、当該補助事業を施行した業者（以下「事業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

- 2 代理受領を行う事業者は、第8条第1項に規定する申請書を提出するときは、同条第2項に規定する書類に、代理受領予定届出書（別記様式第8号）及び当該代理受領に係る委任状を添付しなければならない。
- 3 事業者が代理受領を中止するときは、実績報告書を提出する前までに、代理受領予定届出取下書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 4 代理受領により補助金の交付を受けようとする事業者は、補助事業が完了したときは、第9条第2項第3号に規定する書類に代えて補助事業に要した事業費に係る請求書の写し、当該請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し及び内訳報告書（別記様式第10号）を実績報告書に添付しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成21年3月19日決裁20佐建第172号、平成21年3月31日決裁20佐財第616号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（有効期限）

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成24年3月8日決裁23佐建第996号、平成24年3月26日決裁23佐財第681号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成27年3月2日決裁26佐建第896号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日決裁27佐建第1177号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日決裁佐建第610号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日決裁佐財第577号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用し、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日決裁佐財第678号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、令和6年度の予算に係る補助金から適用し、令和5年度

以前の年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。